

国際税務 QI/FATCA/CRS 関連情報

ケイマン諸島：FATCA/CRS に関する最新情報 ～DITC ポータルユーザーガイドの更新概要及び最新情報～

2022 年 3 月 11 日

2022 年 2 月にケイマン諸島国際税務協力（Department for International Tax Cooperation：以下「DITC」）は DITC ポータルのユーザーガイド v9「[DITC Portal-User Guide](#)」及び DITC ポータルのオープンに関するアップデート「[News & Updates](#)」（DITC ウェブサイト（英語、PDF））を公表した。本ニュースレターでは、アップデートされた事項について簡単に概要を記す。

1. CRS 報告に関するリソース

DITC はユーザーに対して、DITC への電子メールによる照会をする前に、[DITC ウェブサイト](#)に公表されている参照可能な詳細なリソースを確認するように求めている。ウェブサイトには、DITC が運用する各制度に関する法律、規則、及びガイダンスノートが掲載されており、加えて、詳細な [Portal User Guide](#)（ポータルユーザーガイド）も掲載されているので、参照されたい。一般的な技術的な質問については、[CRS FAQ](#)にて回答が用意されている。

また、DITC は定期的に様式に関する説明書及び注記事項を発表している。2021 年 6 月 23 日には [CRS の本人確認書類未徴求の口座に関する注記](#)、2021 年 10 月 13 日には [CRS TINs](#)（CRS 納税者番号）、[Dates of birth](#)（生年月日）に関する注記が公表されているので確認が必要である。

2. 金融機関(FI)の無効化

DITC ポータルの仕様が更新され、事業体が存続しなくなった、またはケイマン諸島報告 FI でなくなった金融機関を DITC ポータルにおいて無効化する機能が追加された。主たる連絡先担当者（PPoC）が FI 無効化を依頼するための様式が DITC ポータル上から提出することが可能となり、それに伴い、DITC Portal User Guide（DITC ポータルユーザーガイド）が更新され、様式の記入方法に関するガイダンスが提供された。FI を DITC ポータルにおいて無効化するためには、PPoC が無効化依頼を送信する前に CRS 申告書（該当する場合）、CRS 宣誓申告、及び CRS コンプライアンス様式といった全ての報告義務が完了されている必要があり、さらに FI が存在しなくなったことや FI に該当しなくなったことを裏付ける証拠の提出が必

要となる。加えて、FI 無効化の依頼を送信する際には、PPoC は無効日から 6 年間 FI の記録を保持する者の連絡先を記載することが求められる。記録の保持の詳細については、CRS 規則 12 条(3)に基づき義務付けられているため確認されたい。また、清算中であるとの理由のみによってケイマン諸島報告 FI として分類されなくなることにはならない旨も明記されているため、FI の無効化を検討される際には留意が必要である。

3. CRS 報告修正の手順 – 技術的変更点

OECD の [Common Reporting Standard User Guide](#)（共通報告基準ユーザーガイド）との整合性を高めるため、既に報告済みの CRS 報告データを訂正する際の DITC ポータルの入力規則が変更された。この変更点は、1 口座以上の口座報告を訂正または削除する必要がある場合のみ関係するものとなる。

報告の修正を行う場合には、DocSpec につき、今後 OECD の共通報告基準ユーザーガイドに定められたルールに従わなければならない。詳細については、DITC [Portal User Guide](#)（DITC ポータルユーザーガイド）の 29～31 ページにおいて、CRS データの訂正及び削除の送信方法に関するインストラクションが記載されている。DITC より公表されている XML 生成ツールを使用せずに報告を行っている FI は、修正報告を実施する際に、当該入力規則に対応するよう、システムの更新が必要となる可能性があるため、留意が必要である。

4. CRS 報告対象国（Reportable Jurisdictions）

[CRS 報告対象国](#)（ケイマン諸島ウェブサイト（英語、PDF））は、昨年度までの報告対象国に新たにジャマイカ、ケニア、及びモロッコの 3 カ国が加わり、クウェートが報告対象国から除外された。CRS 報告対象国には日本も含まれているため、証券流動化等のためのケイマン SPC を保有する金融機関で、当該 SPC への資本・負債持分出資者のうちに日本居住者が存在する場合には、当該出資者が報告対象者に該当するかどうかの検討が必要となる。

5. CRS 及び FATCA 規則に基づく正確な分類、通知などの重要性

金融機関は CRS 及び FATCA 規則の目的上、自身が正確に分類されていることを確認しなければならない。DITC は金融機関が提出した CRS 及び FATCA に関する情報を種々のデータ元と照合しており、金融機関が規則に基づいて正確な分類及び、通知をしていない場合には、規則違反とみなされ、DITC が誤分類を発見した場合には、適切な遵守を強制するための措置を講じる可能性がある。

おわりに

US FATCA 報告とは異なり、ケイマン CRS 報告義務については報告対象口座が存在しない場合でも、毎年のゼロ報告が必須であるため、ケイマン SPC を保有する金融機関は対応を怠ることがないように留意されたい。

デロイト・トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回、ニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ 税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohatsu.co.jp
シニアマネジャー	Yeh Ching-Feng (Vincent)	ching-feng.yeh@tohatsu.co.jp
マネジャー	榎本 純子	junko1.enomoto@tohatsu.co.jp
マネジャー	渡邊 美穂子	mihoko.watanabe@tohatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800 (代)	
email	tax.cs@tohatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイト ネットワークのメンバーであるデロイト トーマツ 合同会社ならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング 合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャル アドバイザリー 合同会社、デロイト トーマツ 税理士 法人、DT 弁護士 法人およびデロイト トーマツ コーポレート ソリューション 合同会社を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のビジネス プロフェッショナル グループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査・保証業務、リスク アドバイザリー、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、税務、法務等を提供しています。また、国内約 30 都市以上に 1 万 5 千名を超える専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト (www.deloitte.com/jp) をご覧ください。

Deloitte (デロイト) とは、デロイト トウシュート マツ リミテッド (“DTTL”)、そのグローバル ネットワーク組織を構成するメンバー フォーム およびそれらの関係法人 (総称して “デロイト ネットワーク”) のひとつまたは複数 を指します。DTTL (または “Deloitte Global”) ならびに各メンバー フォーム および関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に就いて相互に義務を課すまたは拘束させることはありません。DTTL および DTTL の各メンバー フォーム ならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のフォームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。DTTL はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

デロイト アジア パシフィック リミテッドは DTTL のメンバー フォーム であり、保証有限責任会社です。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバー およびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィック における 100 を超える都市 (オークランド、バンコク、北京、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む) にてサービスを提供しています。

Deloitte (デロイト) は、監査・保証業務、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリー、リスク アドバイザリー、税務、法務などに関連する最先端のサービスを、Fortune Global 500® の約 9 割の企業や多数のプライベート (非公開) 企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促し、より豊かな経済、公正な社会、持続可能な世界の実現に向けて自ら率先して取り組むことを通じて、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 175 年余りの歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters” をパーパス (存在理由) として標榜するデロイトの約 345,000 名のプロフェッショナルの活動の詳細については、(www.deloitte.com) をご覧ください。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイト ネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイト ネットワークの公式見解ではありません。デロイト ネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2022. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

